

上田安子服飾専門学校

学 則

昭和51年4月1日施行
平成5年4月1日改正施行
平成6年4月1日改正施行
平成7年1月23日別記様式変更
平成8年4月1日改正施行
平成9年4月1日改正施行
平成10年4月1日改正施行
平成11年4月1日改正施行
平成12年4月1日改正施行
平成13年4月1日改正施行
平成14年4月1日改正施行
平成16年4月1日改正施行
平成17年4月1日改正施行
平成17年4月1日別記様式変更
平成18年4月1日改正施行
平成19年4月1日改正施行
平成20年4月1日改正施行
平成21年4月1日改正施行
平成23年4月1日改正施行
平成24年4月1日改正施行
平成25年4月1日改正施行
平成26年4月1日改正施行
平成28年3月1日別記様式変更
平成28年4月1日改正施行
平成29年4月1日改正施行
平成30年4月1日改正施行
平成31年4月1日改正施行
令和3年4月1日改正施行
令和4年4月1日改正施行
令和5年4月1日改正施行
令和6年4月1日改正施行

学 校 法 人 上 田 学 園

上田安子服飾専門学校学則

第1章 組 織

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、常に新しい構想の基に、服飾産業界及び実際生活に必要とする洋裁の専門的技術教育を行うため、ファッション専門課程を置き、服飾の文化史的、理念的研究によって、専門家としての高い教養を備えた人材の育成を図ることを目的とする。

第2条 本校は、上田安子服飾専門学校という。

第3条 本校は、大阪府大阪市北区芝田2丁目5番8号に設置する。

第2章 課程及び学年・修業年限並びに休業日

第4条 本校の課程・学科及び学年・修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程	学 科	修業年限	入学定員数 (名)	総定員数 (名)	備 考	
フ ア ッ シ ヨ ン 専 門 課 程	トップクリエイター学科	3年	40	120	昼 間	
	ファッションクリエイター学科	3年	190	570		
	ファッションクリエイターアドバンス学科	2年	20	40		
	スタイリングフォト学科 (令和6年度募集停止・令和8年度廃止予定)	3年	—	40		
	ファッションクラフトデザイン学科(3年制) (令和6年度募集停止・令和8年度廃止予定)	3年	—	40		
	ファッションクラフトデザイン学科(2年制) (令和6年度募集停止・令和7年度廃止予定)	2年	—	20		
	ファッションビジネス学科	2年	150	300		
	ファッション・プロデュース学科	4年	40	160		
	合 計			440		1290
	ファッションクリエイター夜間学科	3年	30	90		夜 間
	合 計			30	90	

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる（春組）と、10月1日に始まり翌年9月30日に終わる（秋組）の二種とする。

2 ファッション専門課程の学期は、次のとおりとする。

学 期	4月生（春組）	10月生（秋組）
前 期	4月1日から9月30日まで	10月1日から3月31日まで
後 期	10月1日から3月31日まで	4月1日から9月30日まで

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- 3 夏期休暇 7月25日から8月31日まで
- 4 冬期休暇 12月21日から翌年1月7日まで
- 5 春期休暇 3月20日から4月7日まで
- 6 開校記念日 6月9日

但し、特別の事情がある場合、校長は臨時に休業日を変更し、又は休業日といえども、必要あるときは、授業を行うことができる。

第3章 教育課程・授業時間数及び教育組織

第7条 本校の授業時数は、1年間850時間以上とし、教育課程は、別表1のとおりとする。但し、夜間学科等の授業時数は1年間450時間以上とする。

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

ファッション専門課程

昼間 午前9時30分から午後6時20分まで 月～土とする。

夜間 午後6時15分から午後8時45分まで 月～土とする。

第9条 本校に次の教職員を置く。

- 1 校 長 1名
 - 2 教 員 10名以上
 - 3 助 手 2名以上
 - 4 事務職員 5名以上
 - 5 校 医 1名
- 2 校長は校務を掌り、所属教職員を監督する。

第4章 入学・休学・退学・卒業及び賞罰

第10条 本校に入学できる者は、次のとおりとする。

ファッション専門課程

- 1 高等学校を卒業した者
- 2 高等学校に準ずる学校を卒業した者
- 3 文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に準ずる学力があると認められた者
- 4 校長が特に前項と同等の学力があると認めた者
- 5 ファッションクリエイターアドバンス学科入学資格は、大学・短大を卒業した者、又は、これに準ずる学力があると認められた者

第10条-2 本校への編入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、定員に余裕がある場合には、選考の上許可することができる。

第11条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

4月・10月

第12条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- 1 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第18条 に定める入学選考料又は入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- 2 前項の手続を終了した者に対して、書類選考又は入学試験を行い、入学者を決定する。
- 3 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から15日以内に、第18条の入学料、授業料を添え、手続をしなければならない。

第13条 生徒が疾病その他、やむを得ない事由によって、90日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

第14条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

第15条 試験等に合格し、本校所定の課程を修了したと認めた者に、別記様式による卒業証書を授与する。

第16条 成績優秀にして、他の模範となる者には、ほう賞することができる。

第17条 次の各項の1に該当する者には、退学を命ずることがある。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- 2 学力劣等で成績の見込みがないと認められた者
- 3 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他、生徒としての本分に反した者

第5章 入学金・授業料・その他

第18条 本校の入学金、授業料等は、別表2のとおりとする。

- 2 なお、選考により、奨学生として、一部の免除、あるいは奨学援助により、減額することがある。

第19条 寄宿舎等に関する事項は、校長が別に細則で定める。

第20条 健康診断は、毎年1回別に定めるところにより実施する。

第6章 附帯教育事業

(別 科)

第21条 別科に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 学科・修業年限及び定員

学 科 名		修業年限	入学定員数 (名)	総定員数 (名)	年間授業時数 (時 間)	備考
夜間部 アパレルテクニク科	1年	1年	30	30	360	
	2年	1年	30	30	360	
	3年	1年	30	30	360	
実践ネットショップ開設コース		1年	20	20	180	
専攻科（昼・夜）		6ヵ月	40	昼間部 20 夜間部 20	昼間部 120 夜間部 120	
ファッション人材育成講座（夜間）		6ヵ月	40	40	120	
合 計			210	210		

(2) 入学金・授業料等

学 科 名		修業年限	入学金 (円)	授業料 (円)	施設費 (円)	学生諸費 (円)	研修費 (円)
夜間部 アパレルテクニク科	1年	1年	40,000	200,000	50,000	40,000	—
	2年	1年	—	200,000	50,000	40,000	—
	3年	1年	—	200,000	50,000	40,000	—
実践ネットショップ開設コース		1年	40,000	300,000	50,000	40,000	—
専攻科（昼・夜）		6ヵ月	10,000	100,000 (6ヵ月)	—	—	—
ファッション人材育成講座（夜間）		6ヵ月		50,000 (6ヵ月)			

※ 入学金・入学時のみ。

附 則

- 1 この学則は、昭和51年4月1日より施行する
- 2 この学則は、平成5年4月1日より別表2、別表3（2）改正施行する
- 3 この学則は、平成6年4月1日より第15条及び別表2、別表3（2）改正施行する
- 4 この学則は、平成7年1月23日付け第15条別記様式を変更する
- 5 この学則は、平成7年10月1日より第3条を改正施行する
- 6 この学則は、平成8年4月1日より第10条の2施行する。また、第4条、第8条、別表1、別表2、別表3（1）（2）並びに課程名変更（第1条、第4条、第5条、第8条、第10条、別記様式1・2）改正施行する
- 7 この学則は、平成9年4月1日より第10条の5を施行、及び別表2を改正施行する
- 8 この学則は、平成10年4月1日より第4条を改正施行、第10条の6、第18条2をそれぞれ施行、また、別表1、2、3をそれぞれ改正施行する
- 9 この学則は、平成11年4月1日より別表2を改正施行する
- 10 この学則は、平成12年4月1日より第4条を改正施行する
- 11 この学則は、平成13年1月6日より別記様式1を様式変更する。
- 12 この学則は、平成13年4月1日より第4条、別表1、別表2、別表3（1）（2）を改正施行する。
- 13 この学則は、平成14年4月1日より第4条、第10条の6、及び7、別表1、別表2、別表3（1）（2）別記様式1を改正施行する。
- 14 この学則は、平成16年4月1日より別表3（1）（2）を改正施行する。
- 15 この学則は、平成17年4月1日より第6条の4及び5、第8条を改正施行する。
- 16 この学則は、平成17年4月1日より別記様式1及び別記様式2を様式変更する。
- 17 この学則は、平成18年4月1日より第4条、別表1及び別表2を改正施行する。
- 18 この学則は、平成19年4月1日より第4条、第7条別表1及び、第18条別表2を改正施行する。
- 19 この学則は、平成20年4月1日より第4条、第7条別表1、第18条別表2及び第15条別記様式1専門士称号付与課程名を改正施行する。
- 20 この学則は、平成21年4月1日より第21条別表3を改正施行する。
- 21 この学則は、平成23年4月1日より第21条（1）（2）を改正施行する。
- 22 この学則は、平成24年4月1日より第4条、第7条別表1、第18条別表2、第21条（1）（2）を改正施行する。
- 23 この学則は、平成25年4月1日より第8条、第7条別表1を改正施行する。
- 24 この学則は、平成26年4月1日より第4条、別表1、別表2、別記様式2を様式3に、別記様式2を追加し、様式3 廃止1学科削除する。
- 25 この学則は、平成28年3月1日より第4条、別表1及び別表1を改正施行する。
- 26 この学則は、平成28年4月1日より第7条別表1、第18条別表2、第21条（1）（2）を改正施行する。
- 27 この学則は、平成29年4月1日より第4条、第7条別表1、第10条、第18条別表2を改正施行し別記様式3を削除する。
- 28 この学則は、平成30年4月1日より第4条、第7条別表1を改正施行する。

- 29 この学則は、平成31年4月1日より第4条、第7条別表1、第18条別表2、別記様式3別記様式4、別記様式5を改正施行する。
- 30 この学則は、令和3年4月1日より第4条、第7条別表1、第18条別表2、別記様式1を改正施行する。
- 31 この学則は、令和4年4月1日より第4条、第7条別表1、第18条別表2を改正施行する。
- 32 この学則は、令和5年4月1日より第4条を改正施行する。
- 33 この学則は、令和6年4月1日より第4条、第7条別表1、第18条別表2を改正施行する。ただし、令和6年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。